証券コード　9263
2020年９月14日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目９番11号
NEWS日本橋堀留町６階
株式会社ビジョナリーホールディングス
代表取締役　星　﨑　尚　彦

第３期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第３期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、３ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2020年９月28日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**
**　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本年は、極力、当日のご出席に代えて、上記方法による事前の議決権行使をくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年９月29日（火曜日）午前10時
（なお、上記の日時を株主総会日とした理由は、総会開催の準備日数、法定の開催期限等を総合的に勘案したことによります。）
2. **場　　所**　東京都中央区日本橋茅場町１－５－８　東京証券会館
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）なお、本株主総会は、インターネットでライブ配信いたします。別紙の「株主様向けライブ配信について」をご覧ください。
3. **会議の目的事項**

報告事項
1. 第３期（2019年５月１日から2020年４月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第３期（2019年５月１日から2020年４月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

(1) 議決権の代理行使をされる場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出願います。なお、代理人は議決権を有する株主様１名に限らせていただきますのでご了承ください。

(2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により株主名簿管理人にご通知ください。

(3) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. その他招集にあたっての決定事項

(1) 以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイトの「ＩＲ情報」（https://www.visionaryholdings.co.jp/ir/）に掲載されております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、招集ご通知添付書類に記載の書類の他、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表、個別注記表及び連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書となります。

(2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.visionaryholdings.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

※第３期定時株主総会におきましては、お土産のご用意はございません。何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について＞

・来場された株主様の検温をさせていただき、その結果入場をお控えいただく場合がございます。

・会場にて体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けして入場をお控えいただくことがございます。

・ご来場される場合は、マスクを着用いただきますようお願い申し上げます。

・当日は十分な感染拡大の対応をするため、座席の間隔を拡げる等、座席数を少なくしております。株主様の安全を確保できないと判断した時は、ご入場を制限させていただく場合もありますので、あらかじめご了承願います。「議決権行使書」ご返送等により議決権を行使することができますので、積極的にご活用願います。

・当日ご来場を見合わせられる株主様向けに本株主総会の模様をライブ配信いたします。別添の「株主様向けライブ配信について」をご参照願います。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2020年９月29日（火曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

書面による議決権行使

行使期限

2020年９月28日（月曜日）
午後６時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2020年９月28日（月曜日）
午後６時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2020年９月28日（月曜日）
午後６時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net
にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

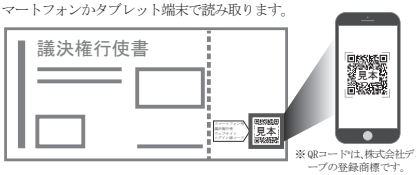
ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
議決権行使について　0120-652-031（9:00～21:00）　その他のご照会　0120-782-031（平日9:00～17:00）

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
※当社では、定款第16条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「**スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード**」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

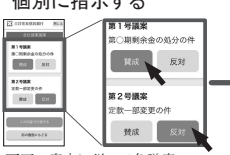


表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

③ 各議案について個別に指示する

④ すべての会社提案議案について「賛成」する

③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「**この内容で行使する**」ボタンを押して行使完了です。

> 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net



②ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

〔添付書類〕

事　業　報　告

（2019年５月１日から
2020年４月30日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社が判断したものであります。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済・金融政策などを背景に企業収益や雇用・所得環境の改善が見られ緩やかな景気回復基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、わが国においても2020年４月７日に日本政府による緊急事態宣言が発出され、移動の自粛要請に伴う企業活動の収縮等、景気の下押し圧力が強い状況であり、かつ個人消費も弱い動きを見せていることから、先行き不透明な状況にあります。

国内の眼鏡小売市場においては、2017年以降の眼鏡小売店の総売上高、並びに2015年以降の年間眼鏡購買人口は前年比プラスの傾向が継続しておりますが、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を大きく受けております。

このような市場環境のもと、当社グループの中核事業である小売事業では、主力商品のメガネ・コンタクトレンズ・補聴器は生活必需品であるという考えに基づき、「視覚」や「聴覚」における健康をキーワードとした高付加価値商品・サービスのラインアップ多様化、並びにこれらの顧客体験を提供する次世代型店舗への移行促進、技術力や店舗生産性の向上などの取り組みを進めてまいりました。

店舗戦略につきましては、従来型店舗から顧客体験を提供する次世代型店舗への改装や新規出店を行いつつ、収益性の低い店舗や中小規模の店舗を中心に集約・統合により次世代型店舗への転換促進を図るなど、店舗数が前期比純減となるなか、売上高合計は前年同期実績を上回り、一店舗あたりの売上高が増加いたしました。

また、日本の医師の９割にあたる28万人以上が登録する医療従事者専門サイト「m3.com」を運営するエムスリー株式会社（以下「エムスリー」といいます。）との間で資本業務提携契約を 2019年12月13日付にて締結いたしました。エムスリーを

割当先とする第三者割当による新株式を発行（払込日：2020 年２月18日）するとともに、当社が設立した新会社に、連結子会社である株式会社メガネスーパーのアイケアソリューション事業部門を吸収分割した株式会社SENSEAID（以下「SENSEAID」といいます。）の株式を当社とエムスリーが50%ずつ保有し、エムスリーが有する医療関係者、広範なネットワーク並びに各種サービスと、実店舗で当社グループが提供している各種サービスとの連携等、ユニークなビジネスモデルの構築を目指し、SENSEAIDをエムスリーとの合弁事業として2020年２月18日より共同運営を開始いたしました。

しかしながら、２月後半からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、繁忙期の3月は大きく売上に影響を受け、2020年４月７日に政府から発表された緊急事態宣言以降は、非常に厳しい運営をせざるを得ませんでした。小売事業においてはお客様並びに従業員の安全確保を最優先に店舗運営を継続いたしましたが、一部店舗で営業時間の短縮、並びに休業に加え、政府及び各自治体からの外出自粛要請等の影響により、春の最需要期の取り込みが想定を大きく下回ることになりました。

一方、これまでの価値観や行動様式が根本から見直され、ビジネスの現場におけるリモートワークやWeb会議の浸透をはじめ、商取引においてもデジタル化やデリバリービジネスなどが拡大しております。当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前より、外出に不安がある方を含め店舗へのご来店が困難な方を対象にメガネ・補聴器の出張訪問サービス、店舗への送迎サービス、メガネ・補聴器の指定先までのお渡しサービス、ご来店予約、コンタクト定期便、コンタクトレンズの電話・WEB受注、配送サービス等を行っておりますが、これらはいわゆる新しい生活様式に適応するサービスでもあり、全国の店舗を通じて強化推進を図りました。

このほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、リモートワーク環境の整備やオフィスにおける感染防止対策、並びにお客様と店舗スタッフの安全確保を最優先した店舗運営の実施、不要不急の支出の見直しと削減等に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は27,338百万円（前年同期比3.2%増）となりました。損益につきましては、販売費の増加、閉鎖予定店舗の資産除去債務償却やアーンアウト方式により2018年８月に株式取得した株式会社VISIONIZEに関して、マイルストーンの達成に伴う条件付取得対価の確定、並びにのれんの追加的な認識

に伴うのれん償却等により、営業損失212百万円（前連結会計年度は932百万円の営業利益）、経常損失332百万円（前連結会計年度は852百万円の経常利益）となりました。また、当連結会計年度および次期において移転もしくは閉店を予定する店舗等の損失額として、減損損失376百万円と店舗閉鎖損失67百万円等を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は1,166百万円（前連結会計年度は499百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、当社グループが経営指標（KPI）として重視するEBITDA（注）は869百万円（前年同期比45.2％減）となりました。

（注）EBITDA＝営業利益+減価償却費（有形・無形固定資産）＋長期前払費用償却費＋除去債務償却費用＋のれん償却費＋株式報酬費用

当連結会計年度における事業の種類別セグメント業績の状況は次のとおりです。

１．小売事業

当社グループの中核事業である小売事業につきましては、日本人の眼の健康寿命を延ばす「アイケアカンパニー宣言」を掲げ、眼の健康寿命の延伸をテーマに、視力だけでなく生活環境や眼の調節力も考慮した「トータルアイ検査」や、いつでも最適な状態のメガネに調節する「スーパーフィッティング」、購入後の充実したサポートを受けられる「HYPER保証システム」、月額 1,000 円(税別)にて、いつでも特別価格でフレーム、レンズを交換いただける「こども安心プラン」、「メガネと補聴器の出張サービス」、頻繁に使うコンタクトレンズ用品をまとめて定期的にご自宅にお届けする「コンタクト定期便」といった画期的なサービス活動を提供しております。

消費税率引き上げ前の駆け込み需要により客数の増加があったこと等により、売上は好調に推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、最大53店舗が休業、最大277店舗が時間短縮による営業となったことから、春の最需要期の取り込みが想定を大きく下回ることになりました。当社グループの強みであるコンタクト定期便等、ストック売上による下支えがあったものの、既存店前年比は3月が93.4％、4月が82.3％と業績に大きな影響が出ております。

店舗展開につきましては、2019年10月31日付にて株式会社大塚メガネの全株式を取得したことにより、滋賀県内にメガネのオオツカが５店舗加わったほか、15店舗を新規出店（うち１店舗は期間限定出店）、36店舗の次世代型店舗へのリニューアルを実施いたしました。加えて、小型店、従来型店舗の集約・統合し次世代型店舗への移行を見据え49店舗（うち１店舗は期間限定出店）の退店を行い、一店舗当たり

の収益力の強化を図りました。2020年4月末時点の店舗数は369店舗（前年同期比29店舗減）となりましたが、売上高合計は前期実績を上回り、一店舗あたりの売上高が増加いたしました。

この結果、小売事業における売上高は25,591百万円（前年同期比1.2％増）、セグメント利益は526百万円（前年同期比61.7％減）となりました。

２．卸売事業

卸売事業につきましては、世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社（イタリア）の日本総代理店である株式会社VISIONIZEを中心に市場のアイケア・アイウェアに対する多様なニーズへの対応に取り組んでおります。

この結果、売上高は1,051百万円（前年同期比73.6％増）、セグメント損失4百万円（前年同期は170百万円のセグメント利益）となりました。

３．ＥＣ事業

ＥＣ事業につきましては、当社グループＥＣサイト「メガネスーパー公式通販サイト」をはじめ、Amazon・楽天・yahoo・ロハコ等のモールＥＣにおいて、お客様の利便性を追求した質の高いサービスを継続的に強化しております。

当連結会計年度においては、自社ＥＣサイトにおいてはクーポン施策・コーポレートサイトからの誘導などが功を奏しＥＣサイトへの流入数が増加、コンタクト定期便の新規も大幅増、モールＥＣにおいてはAmazonが引き続き好調に推移しております。

また、過去に購入したコンタクトレンズ用品を１タップで注文・配送することができるスマートフォンアプリ「コンタクトかんたん注文アプリ」、「コンタクトレンズ在庫検索＆取り置き」、コーポレートサイト及びＬＩＮＥを利用した来店予約など、実店舗とＥＣサイトを包括するデジタルチャネル、店舗とデジタルそれぞれのチャネル特徴を活かしたオムニチャネル戦略を実現するための基盤構築を推進しております。

この結果、ＥＣ事業における売上高は685百万円（前年同期比17.9％増）、セグメント利益は147百万円（前年同期比68.1％増）となりました。またオムニチャネル戦略による実店舗等への送客等による小売事業における売上貢献額とＥＣ事業売上高を合算したＥＣ関与売上高は784百万円（前年同期比119.7％増）となりました。

４．その他事業

その他事業におきましては、株式会社Enhanlaboにおいてメガネ型ウェアラブル端末「ｂ．ｇ．（ビー・ジー)」の研究開発・量産化を行っております。「ｂ．ｇ．（ビー・ジー)」の初回製造ロット版を順次納品、並びに製造ロット増を実現するための製造体制の構築を進めておりますが、活用事例の創出や大量受注に向けた営業活動には一定の時間を要する見通しであります。

この結果、その他事業における売上高は10百万円（前年同期比46.9％増）となりましたが、開発諸費用の支出によりセグメント損失が72百万円となりました。

セグメントの売上高につきましては、次のとおりであります。

（単位：百万円）

部門＼期別	第３期（当連結会計年度）	
	売上高	構成比
		%
小売事業	25,591	93.6
卸売事業	1,051	3.8
ＥＣ事業	685	2.5
その他事業（注）	10	0.0
合計	27,338	100.0

（注）その他事業はウェアラブル端末事業等であります。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、今後の業績への影響を含め先行き不透明な事業環境ではありますが、当社グループでは引き続き中核事業である小売事業でグループ経営を牽引していくとともに、提供するメガネ・コンタクトレンズ・補聴器は生活必需品であるという考えに基づき、「視覚」「聴覚」における健康をキーワードとした高付加価値商品・サービスの提供を通じて、お客様や地域にとって無くてはならない企業となるよう、ブランド価値並びに業績の更なる向上を目指してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しても、引き続き持続可能な経営を基本方針として、安定的な経営に取り組んでまいります。

１．収益基盤の強化

当社グループは生活必需品であるメガネ・コンタクトレンズ・補聴器等、物品の販売によるフロー収益、トータルアイ検査、アイケアリラクゼーションなどの顧客体験を提供するサービス収益、コンタクト定期便や会員化から派生するHYPER保証プレミアム、こども安心プラン等の継続的な利益を得るストック収益の３種類の収益構造の形態があります。これらを単独ないしは複合的にお客様へ提供することにより、メガネ・コンタクトレンズ・補聴器を必要とされる方に必要なタイミングで最適な高付加価値商品・サービスを提供しております。

今後、持続的に成長していくために、より多様かつ安定的な収益基盤を確立し、徹底的に競合他社との差別化を図っていくため、多様な顧客ニーズに対応する商品（ブランド）の開発・提供、高付加価値サービスの拡充に加えて、ストック収益をより拡充していくことが重要な課題と認識しております。

一方、立地や商圏に即した新規出店を継続するとともに、顧客体験を提供する次世代型店舗の強化を通じて1店舗あたりの収益力増強による筋肉質な事業モデルの構築を進めてまいります。

また、当社グループは当連結会計年度においてエムスリーと資本業務提携を行うとともに、連結子会社のSENSEAIDを同社との共同運営を開始しております。エムスリーが有する医療関係者、広範なネットワーク並びに各種サービスと、実店舗で当社グループが提供している各種サービスとの連携等、健康をキーワードとしたユニークなビジネスモデルの構築を進めてまいります。

２．人材の確保と育成

企業・ブランド価値の向上、中核の小売事業における高付加価値商品・サービスの提供を前提とした業績拡大と安定のためには、長期的かつ安定的に就業いただく人材の確保および育成が必要不可欠な要素であり、重要な課題であると考えております。

人材の確保については、新卒採用の強化とともに適時の中途採用により、事業拡大ないしは高度化する事業に適応する正社員の確保を図ってまいります。
人材の育成に関しては、社内研修制度の一層の充実・強化を図り、店舗における知識・サービスレベルの均一化を図るとともに、経営者視点を持ちながら、マネジメントできる人材へと育成してまいります。

3．M&A推進による既存事業の強化と事業領域拡大
成長戦略の柱であるM&Aでは、既存事業との親和性が強い事業分野へのM&Aにより、既存事業を強化推進していく一方で、将来的に収益拡大が見込まれる周辺事業領域へのM&Aも同時に推進してまいります。
当連結会計年度においては、小売事業で株式会社大塚メガネの全株式を取得し既存事業の強化を行いました（株式取得後、関西地区における当社グループの目の健康プラットフォームを担う戦略子会社の株式会社関西アイケアプラットフォームは、同社を存続会社、株式会社大塚メガネを消滅会社とする吸収合併を実施）。
今後も、既存事業の商圏・顧客層・サービス領域の拡大を視野に入れたM&A戦略を推進し、グループの収益力向上と成長を目指してまいります。

4．経営基盤の強化
環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。今後さらに事業規模を拡大していく中でコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠だと考えております。
その基盤となる経営管理組織の拡充のため、組織体制の最適化、内部監査体制の強化並びに監査等委員・会計監査人による監査の連携を強化し、強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

5．新型コロナウイルス感染症への対策
当社グループでは、店舗をご利用いただくお客様をはじめ、従業員やその家族、取引先の安全確保を最優先とし事業活動を継続しております。
店舗においては、従業員の健康状態の管理、手洗い・アルコール消毒、マスク着用の徹底、検査機材・商品・店内の除菌や換気といった衛生管理に加え、ご来店いただくお客様には密集回避、滞在時間短縮のため来店予約を推奨、ご案内時のお客様との一定距離の確保などの対策をしております。また、休業や営業時間の短縮等、行政からの要請への対応を基本とし、また地域の状況などに合わせて各店舗が柔軟に対応できるよう配慮しております。本社部門においては、時差出勤やテレワークを適用するなど、感染拡大防止に配慮した働き方を実施しております。そのほか、コミットメントラインや当座貸越枠の設定などによる資金の流動性確保、政府や自治体の各種補助金・助成金の申請に加え、賃料の減免交渉や、

各種コストについて不要不急の案件の見直しなどにより、徹底的なコスト削減を図ってまいります。さらに、新しい生活様式によるニーズの変化に対応した、高付加価値商品・サービスの開発にも取り組み、収益力の維持向上に努めることで、企業の耐性強化に努めてまいります。

当社グループは、生活必需品と位置付けるメガネ・コンタクトレンズ・補聴器を必要とされる方に必要なタイミングで最適な高付加価値商品・サービスを提供する企業として事業を継続していくことが、社会への貢献であると確信しており、外部環境の変化に細心の注意を払いながら、新しい生活様式に適応した事業展開をしてまいる所存です。

なお、連結子会社である株式会社メガネスーパーが金融機関から借り入れている借入金の一部（5,072,276千円）について、財務制限条項が付されており、同社単体の2020年4月期における純資産の金額が前期比75%を下回ることになり、当該条項に抵触しております。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。しかしながら、借入先の金融機関と建設的な協議をしていることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えていること、及び、当社グループの財政状態から資金面にも支障はないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

また、当社グループは、上記に示す課題への対処を着実に実行していくことにより早期に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消されるように取り組んでまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、1,061百万円であります。小売事業におけるその主なものは、15店舗の新規出店（うち１店舗は期間限定出店）及び次世代型店舗36店舗等の改装及び店舗のオペレーションの利便性を図るためのソフトウェア開発によるものであります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません

(5) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第１期	第２期	第３期（当連結会計年度）
	2018年４月期	2019年４月期	2020年４月期
売上高（百万円）	21,776	26,485	27,338
経常利益又は経常損失(△)（百万円）	587	852	△332
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（百万円）	725	499	△1,166
１株当たり当期純利益又は１株当たり純損失(△)（円）	4.11	1.96	△43.83
総資産（百万円）	14,054	15,065	19,574
純資産（百万円）	1,382	1,995	5,493

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり純損失（△）は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．2019年11月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。
第３期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を計算しております。

(6) 主要な事業セグメント

（2020年４月30日現在）

事業部門別	事業の内容
小売事業	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・健康食品等の店舗における販売事業
卸売事業	当社関係会社を含む取引先にフレーム・サングラス等の卸売事業
ＥＣ事業	インターネット上のコンタクトレンズ、眼鏡等の通信販売事業
その他事業	ウェアラブル端末の開発及び販売等

(7) 当該連結会計年度末における主要な拠点並びに使用人の状況

① 主要な拠点等

地　域	店　舗　名	店舗数
本社	東京都中央区	店
北海道	小樽店、札幌元町店、イオン札幌桑園店 他1店舗	4
青森県	イオン十和田店、イオンタウン弘前樋の口店 他4店舗	6
岩手県	盛岡上堂店、遠野バイパス店、	2
宮城県	仙台クリスロード店、仙台泉セルバテラス店 他1店舗	3
山形県	鶴岡南ショッピングセンター店、鶴岡美咲町店 他1店舗	3
福島県	福島方木田店、福島矢野目店	2
茨城県	日立店、水戸笠原店、土浦真鍋店、つくば学園　他6店舗	10
群馬県	カインズホーム前橋吉岡店	1
埼玉県	所沢プロペ通り店、川越クレアモール店、大宮DOM店 他17店舗	20
千葉県	市川店、船橋店、京成千葉店、キテミテ松戸店　他23店舗	27
東京都	高田馬場店、EYESTLE渋谷店、新宿中央東口店 他60店舗	63
神奈川県	関内店、横浜西口本店、アージュ小田原店　他55店舗	58
新潟県	上越インター店、燕三条店、長岡イオン前店　他21店舗	24
富山県	メガネハウス富山本店、メガネハウス砺波店　他20店舗	22
石川県	野々市店、輪島ワイプラザ店、イオンタウン金沢示野店	3
福井県	福井二の宮店、福井花堂店、福井下馬店	3
山梨県	甲府アルプス通り店、韮崎店、都留・田野倉店　他11店舗	14
長野県	長野若槻店、MEGAドンキ長野店	2
岐阜県	岐阜長良店、岐阜加納店	2
静岡県	浜松鍛冶町店、掛川アピタ前店、函南店 他12店舗	15
愛知県	名古屋平針・原店、名古屋栄スカイル店　他10店舗	12
三重県	イオンモール桑名店	1
滋賀県	オオツカ草津野村店　他4店舗	5
大阪府	高槻店、天六店、枚方店、シミズメガネ本店　他19店舗	23
兵庫県	西明石店、神戸三宮店、姫路みゆき通り店 他6店舗	9
広島県	ゆめタウン東広島店、フジグラン広島	2
山口県	下関山の田店、ゆめタウン下松店	2
香川県	瓦町FLAG店、イオンタウン宇多津店	2
愛媛県	松山銀天街店	1
福岡県	小倉本店、小倉曽根店、西新店、天神総本店、　他5店舗	9
佐賀県	佐賀西部バイパス店、佐賀大和バイパス店	2
長崎県	長崎千歳店	1
熊本県	熊本東バイパス店、くまなん店、天草店、熊本光の森店 他1店舗	5
宮崎県	都城店	1
鹿児島県	鹿児島店、鹿児島なや通り店、奄美名瀬店、徳之島店 他3店舗	7
沖縄県	豊見城ウイングシティ店、ハンビータウンSC店　沖縄ライカム店	3
合　計		369

② 使用人の状況

使用人数	1,593名（ 224 名）

（注）1. 使用人数は、就業人員数であります。
2. （ ）内は、外書きで、準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては１日の労働時間を８時間に換算した員数を示しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

名称	住所	資本金	議決権割合	主要な事業
株式会社メガネスーパー	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	100百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・健康食品等の店舗における販売事業及びインターネット上のコンタクトレンズ、眼鏡等の通信販売事業
株式会社メガネハウス	富山県富山市上飯野38番地1	12百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品等の店舗における販売事業
株式会社関西アイケアプラットフォーム	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	10百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品等の店舗における販売事業
株式会社みちのくアイケアプラットフォーム	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	10百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品等の店舗における販売事業
株式会社Enhanlabo	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	25百万円	94.3%	眼鏡型ウェアラブル端末及びその周辺機器の企画・開発・製造・販売等

名称	住所	資本金	議決権割合	主要な事業
株式会社VisionWedge	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	10百万円	100%	関係会社を含む取引先へのフレーム・サングラスの卸売事業
株式会社VISIONIZE	東京都渋谷区新宮前3-35-19バディマンイケダ3階	２百万円	100%	関係会社を含む取引先へのフレーム・サングラスの卸売事業及びフレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス等の店舗における販売事業
株式会社SENSEAID	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号NEWS日本橋堀留町6階	10百万円	50%	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品等の店舗における販売事業

（注）1. 2019年12月13日付でアイケアソリューション分割準備株式会社（2020年２月18日に株式会社SENSEAIDに商号変更）を設立し、株式会社メガネスーパーのアイケアソリューション事業部門を分割準備会社に承継させる吸収分割を行いました。

2. 2020年２月１日付けで株式会社関西アイケアプラットフォームは、同社を存続会社、当社子会社である株式会社大塚メガネを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

③　事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額	当社の総資産額
株式会社VISIONIZE	東京都渋谷区新宮前3-35-19 バディマンイケダ3階	2,325,916千円	7,684,665千円

(9) 重要な企業結合等の状況

① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当社は、2019年12月13日付でアイケアソリューション分割準備株式会社（2020年２月18日に株式会社SENSEAIDに商号変更）を設立し、当社の子会社である株式会社メガネスーパーのアイケアソリューション事業部門をアイケアソリューション分割準備会社に承継させる吸収分割を行いました。

② 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社の子会社である株式会社関西アイケアプラットフォームは、2020年２月１日付けで同社を存続会社、当社の子会社である株式会社大塚メガネを消滅会社とする

吸収合併を実施いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

エムスリーは、2020年２月18日に実施いたしました第三者割当増資により、当社の株式を12,045,300株（持株比率32.6%）保有しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

借　　入　　先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社福岡銀行	5,072
株式会社りそな銀行	1,485

(注)1. 上記には、株式会社福岡銀行を主幹事とするシンジケートローン(3,072 百万円)を含んでおります。
2. 2020年4月現在の残高500百万円以上を記載しております。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、当連結会計年度については、中間配当及び期末配当ともに無配であります。

(12) 会社の経営に重要な影響を及ぼす事象について

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年４月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　98,000,000株

普通株式　98,000,000株

(2) 発行済株式総数　37,205,415株

普通株式　37,205,415株

（うち自己株式　645,173株を含む）

(3) 株　主　数　49,321名

(4) 大株主の状況

株主名	普通株式 持株数	持株比率
	株	%
エムスリー株式会社	12,045,300	32.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（注）2	1,852,200	5.01
ＨＯＬＴジャパン株式会社	603,500	1.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	501,400	1.35
山口卓也	438,300	1.18
星崎尚彦	376,971	1.02
ＳＩＸ　ＳＩＳ　ＬＴＤ.	250,000	0.67
吉岡裕之	200,000	0.54
中西健一	181,900	0.49
柚木崎政和	180,000	0.48

（注）1　持株比率は発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。なお、自己株式には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する383,900株を含んでおりません。

2　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と資産管理サービス信託銀行株式会社(両社の完全親会社であったJTCホールディングス株式会社を含む。）は、2020年７月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更されております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①2019年12月13日開催の取締役会決議に基づく第三者割当による新株発行に伴い、2020年2月18日付でエムスリーが当社普通株式12,045,300株を取得し、当社の筆頭株主がエムスリーに異動しております。

②当社は、従業員の福利厚生の充実化を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、企業価値の向上を図ることを目的として、2019年12月13日開催の取締役会決議に基づき、従業員持株会支援信託ESOPを導入いたしました。当期末に信託が所有する当該株式は、383,900株です。

③2019年12月13日開催の取締役会決議に基づき、当社取締役２名に対し譲渡制限付株式報酬として普通株式522,000株を発行しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		2015年11月19日 （注）1
新株予約権の数		2,420個
目的となる株式の種類と数		普通株式 242,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 53,000円 （1株当たり 530円）
権利行使期間		2020年12月4日から 2025年12月3日まで
行使の条件		（注）2
役員の保有状況	取締役 （監査等委員及び 社外取締役を除く）	新株予約権の数 2,420個 目的となる株式数 242,000株 保有者数 2名

（注）1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第11回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第11回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

3. 2019年11月１日付で10株を１株に株式併合しております、このため「新株予約権の数」、「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第５回新株予約権
発行決議日		2017年6月28日（注）1
新株予約権の数		2,800個
目的となる株式の種類と数		普通株式　280,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり　53,000円 （1株当たり　530円）
権利行使期間		2020年12月4日から 2025年12月3日まで
行使の条件		（注）2
役員の保有状況	取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　2,800個 目的となる株式数　280,000株 保有者数　2名

（注）1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第14回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第14回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

3. 2019年11月１日付で10株を１株に株式併合しております、このため「新株予約権の数」、「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

（２）当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

		第６回新株予約権
発行決議日		2019年６月18日
新株予約権の数		1,000個
目的となる株式の種類と数		普通株式　100,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり　60,000円 （1株当たり　600円）
権利行使期間		2022年６月18日から 2029年６月17日まで
行使の条件		（注）2
役員の保有状況	取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,000個 目的となる株式数　100,000株 交付者数　1名

（注）1.（1）新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

（2）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

（3）各新株予約権の一部行使はできないものとする。

2. 2019年11月１日付で10株を１株に株式併合しております、このため「新株予約権の数」、「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

（３）その他新株予約権等に関する重要な事項

	第１回新株予約権
発行決議日	2014年11月17日　（注）１
新株予約権の数	2,898個
目的となる株式の種類と数	普通株式　289,800株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり　53,000円 （1株当たり　530円）
権利行使期間	2017年11月17日から 2024年11月16日まで
行使の条件	（注）２
使用人の交付状況	新株予約権の数　2,898個 目的となる株式数　289,800株 交付者数　206名

（注）１．2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第９回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第９回新株予約権に係るものを表しています。

２．(1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする

３．2019年11月１日付で10株を１株に株式併合しております、このため「新株予約権の数」、「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

	第４回新株予約権
発行決議日	2016年12月15日　（注）1
新株予約権の数	3,135個
目的となる株式の種類と数	普通株式　313,500株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり　61,000円 （1株当たり　610円）
権利行使期間	2019年12月15日から 2026年12月14日まで
行使の条件	（注）2
使用人の交付状況	新株予約権の数　3,135個 目的となる株式数　313,500株 交付者数　375名

（注）1. 2017年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第13回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2017年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第13回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

3. 2019年11月１日付で10株を１株に株式併合しております、このため「新株予約権の数」、「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	星崎尚彦	店舗営業本部本部長
取締役	三井規彰	最高財務責任者
取締役	松本大輔	
取締役	伊串久美子	
取締役常勤監査等委員	田中武志	
取締役監査等委員	蝦名卓	
取締役監査等委員	加藤真美	

(注) 1. 取締役 松本大輔氏、伊串久美子氏、蝦名卓氏及び加藤真美氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との充分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能性を強化するために田中武志氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 重要な兼職先である法人等と当社の関係
該当事項はありません。

4. 松本大輔氏、伊串久美子氏、蝦名卓氏及び加藤真美氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届出ております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	中村成宏	マーケティング事業本部　本部長
執行役員	松尾拓道	コンタクト事業本部兼補聴器事業本部　本部長
執行役員	川添隆	デジタルエクスペリエンス事業本部　本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
	名	千円
取締役（監査等委員を除く）	4	155,557
（うち社外取締役）	（2）	12,000
取締役（監査等委員）	3	24,445
（うち社外取締役）	（2）	12,000
合計	7	180,002

（注）1. 上記報酬等の額には、2015年11月19日及び2017年6月28日開催の取締役会決議により、ストックオプションとして取締役２名に付与した新株予約権60,696千円（報酬等としての額）および2018年７月24日開催の株主総会決議に基づく譲渡制限付株式の付与による報酬額として19,861千円を含んでおります。
2. 株主総会による取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は年額520,000千円、取締役（監査等委員）報酬限度額は年額50,000千円であります。
3. 期末現在監査等委員を除く取締役は４名、監査等委員取締役は３名であります。

(4) 社外役員に関する事項

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	松本大輔	取締役会15回のうち15回に出席し、企業経営や資本市場・金融業界・コーポレート・ガバナンスに関する識見から、経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取締役	伊串久美子	取締役会15回のうち15回に出席し、企業経営や小売サービス・IT・行政・コーポレート・ガバナンスに関する識見から、経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取締役（監査等委員）	蝦名　卓	取締役会15回のうち15回に出席、また監査等委員会24回のうち24回に出席し、財務・会計・税務の専門家としての経験と識見から発言を行うなど、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。
取締役（監査等委員）	加藤真美	取締役会15回のうち15回に出席、また監査等委員会24回のうち24回に出席し、法務の専門家としての経験と識見から発言を行うなど、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　RSM清和監査法人

（注）ひびき監査法人は、2019年７月30日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たにRSM清和監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額	37百万円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会および取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役会の法令遵守はもちろん、従業員に率先して意義の教育及び維持・向上に努める。

② 取締役や使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、担当取締役をチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、その責任のもと、コンプライアンス基準及びコンプライアンスマニュアルを作成し、コンプライアンスの継続的な教育等を通じて、共有を図るとともに、グループ全体における法令遵守の観点から、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度、その他必要な報告体制を構築する。

③ コンプライアンス基準に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、従業員に対し内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口のさらなる周知徹底を図る。
④ 内部監査室を取締役会直属とし、監査等委員会・監査法人・社外取締役との連携・協力のもと定期的に内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図る。内部監査では、問題点の指摘の他、必要と認められる改善・是正策の提言を行い、指摘・提言事項の改善履行状況について、必要に応じ、フォローアップ監査を実施する。また内部監査室は外部専門家等の支援を受けて適宜機能並びに体制強化を講じる。
⑤ 法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、取締役会への報告を通じて、外部専門家等と協力しながら、迅速に情報を把握しその対処に努める。かかる報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告を理由に不利な取り扱いを受けない旨等を社内規程に明記する。
⑥ 役職員の法令・定款・社内規程等の違反行為については、懲罰規程を制定し、厳正に処分を行う。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

① 取締役の職務執行に関する情報は、法令及び社内規程である文書管理規程、情報管理規程に関する規程等に基づき、文書もしくは電子ファイルにより適切に記録、保存、保管する。
② 取締役がこれらの文書等を必要に応じて随時閲覧できるものとする。

⑶ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

① 取締役会は、経営に重大な影響を及ぼすリスク（業務に関するリスク・安全に関するリスク・企業リスク等）を十分認識した上で、リスク管理に関する社内規程の整備その他の対応を行い、平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行する。また、取締役会は、定期的にリスク管理体制の見直しを行う。
② 不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。
③ 当社が認識するリスクの適切な管理状況について、内部監査規程に基づき内部監査担当が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について、適時に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

① 当社は、社外取締役を複数名選任し、公正・中立な立場より経営上の重要事項について積極的に助言や意見を求め、監視・監督機能の強化と円滑な運営に努める。

② 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、一定分野の業務を執行する権限と責任を執行役員に委譲する。

③ 取締役（監査等委員である取締役は除く）と監査等委員である取締役で構成される取締役会を原則毎月１回開催し、十分に審議した上で、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、業務執行取締役及び執行役員以下の職務執行の状況の監督等を行う。

④ 取締役（監査等委員である取締役は除く）、常勤の監査等委員である取締役および執行役員から構成される経営会議を原則毎月１回開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。

⑤ 取締役、執行役員及び使用人の業務分掌及び職務権限について、グループ各社を含め社内規程で明確にし、その運用状況につき内部監査を実施し、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保する体制について

① 当社は、定期的にグループ各社が参加する会議体を開催し、主要なグループ各社の経営方針・経営計画の進捗および実績を管理するとともに、重要事項の報告や協議を実施する。

② グループ全体における効率的な業務執行を確保するため、グループ各社の自主性を尊重しつつ事業内容・経営状況を把握し、各機能部門の連携による支援等を行う。

③ 当社の取締役または使用人をグループ各社に取締役もしくは監査役として派遣し、重要な職務の執行状況の監督を行う。

④ グループ全体の業務の適正を確保するため内部監査制度の確保をはかり、内部監査を実施する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する体制、及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制について

① 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。

② 監査等委員会付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。

③ 監査等委員会を補助すべき使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保する。

(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人、ならびに当社グループの取締役等および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

② 監査等委員会は、その判断に基づき、当社グループの取締役および使用人等から、業務の執行状況につき随時直接報告を求めることができる。

③ 前各号の報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告を理由に不利な取り扱いを受けない旨等を社内規程に明記する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

① 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、経営上の重要な項目についての意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するとともに、必要な意見を述べる。

② 監査等委員会は、代表取締役および社外取締役その他の取締役との間で、適宜意見交換会を開催する。

③ 内部監査担当は、監査等委員会との間で内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換を適宜行い、連携して監査にあたる。

④ 監査等委員会および内部監査担当は、会計監査人を交えての情報交換等の連携を

図る。
⑤ 監査等委員会を月１回以上開催し、監査計画を策定し、監査計画に基づく監査の実施状況と経済情報等を共有することで監査の充実を図る。
⑥ 監査等委員の職務執行により生じる必要な費用又は債務は、速やかにこれを処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制について

① 当社グループは、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務・会計に関係する諸規程を整備するとともに、会計基準、金融商品取引法及びその他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
② 内部監査室は、取締役会に対して内部統制の有効性に関する評価結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言するほか、指摘・提言事項の改善履行状況についても、必要に応じフォローアップ監査を実施する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

① 反社会的勢力と一切の関係を持たない。
② 総務部門を反社会的勢力の対応部署と位置づけ、都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報の一元管理・蓄積を図る体制を整備する。また、反社会的勢力から接触を受けたときは直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては外部機関と連携して組織的に対処する。
③ 反社会的勢力の要求に応じない、法令・社会的規範・企業倫理に反した事業活動は行わないことを職制で指導するとともに内部通報制度を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役会の職務の執行

社外取締役４名を含む取締役７名は、原則として毎月１回開催される取締役会に出席しております。当事業年度は取締役会を15回開催いたしました。取締役会では、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行の監督を行っております。また当社の取締役会に執行役員及び各担当グループのジェネラルマネージャーが出席し業務執行状況を報告することにより、取締役会において適正な業務執行の統治を実現しております。

② 監査等委員会の職務の執行

社外監査等委員２名を含む監査等委員３名は、監査等委員会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。当事業年度は監査等委員会を24回開催いたしました。監査等委員会では取締役及び従業員から重要事項の報告を受けております。また、監査等委員は取締役会のほか重要な会議に出席し、店舗及び各担当グループへの往査を行い執行役員及び各担当グループのジェネラルマネージャー並びに従業員より報告を受け意見交換を行いました。これらの職務の遂行により当社の経営状況を監視するとともに、会計監査人から定期的に監査状況を聴取し会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス体制並びにリスク管理体制

当社のコンプライアンス委員会は、当社の従業員が各委員を構成しており、当社全体のコンプライアンス体制の推進に関する課題の把握とその対応策を協議し決定しております。

コンプライアンス委員会は公益通報窓口（ヘルプライン）を設置しており、問題の早期発見及び是正対応に努めております。その運用状況はコンプライアンス委員会へ定期的に報告されております。重要な事案についてはコンプライアンス担当より取締役会及び監査等委員会へ報告を行うこととしております。

リスク管理体制におきましては、事前予兆体制の整備として災害対策マニュアルを整備し、各店舗における防災対策の確認と従業員の安否確認システムの設置を行っております。また、自然災害時のリスク発生時には対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し復旧に取り組むとともに、社会的使命を持って顧客、地域社会等への支援活動を実施しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

本「事業報告」に記載されている金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年４月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**11,724,865**	**流動負債**	**8,424,408**
現金及び預金	5,420,833	支払手形及び買掛金	1,766,556
売掛金	1,198,400	短期借入金	2,800,000
商品	4,369,289	１年以内返済予定の長期借入金	554,436
原材料	62,198	未払金	534,095
貯蔵品	73,338	未払費用	430,479
前払費用	382,681	未払法人税等	180,351
未収入金	97,302	前受金	1,591,797
その他	120,820	店舗閉鎖損失引当金	68,339
		賞与引当金	52,173
		その他	446,178
固定資産	**7,849,826**		
有形固定資産	**2,959,868**	**固定負債**	**5,656,344**
建物	1,714,889	長期借入金	3,290,869
工具器具備品	380,232	退職給付に係る負債	1,893,913
機械装置及び運搬具	686	その他	471,561
土地	522,641		
建設仮勘定	62,205		
その他	279,213	**負債合計**	**14,080,752**
		(純資産の部)	
無形固定資産	**1,558,553**	**株主資本**	**4,714,505**
のれん	1,324,257	資本金	98,752
ソフトウェア	180,211	資本剰余金	6,009,653
その他	54,085	利益剰余金	△1,085,608
		自己株式	△308,292
投資その他の資産	**3,331,404**	**その他の包括利益累計額**	**△50,969**
敷金及び保証金	2,722,452	その他有価証券評価差額金	△2,785
繰延税金資産	337,137	退職給付に係る調整累計額	△48,184
その他	359,951	**新株予約権**	**443,926**
貸倒引当金	△88,137	**非支配株主持分**	**386,475**
		純資産合計	**5,493,938**
資産合計	**19,574,691**	**負債・純資産合計**	**19,574,691**

連結損益計算書

（自　2019年５月１日
至　2020年４月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		27,338,403
売上原価		10,289,381
売上総利益		17,049,021
販売費及び一般管理費		17,261,256
営業損失		212,234
営業外収益		
受取利息	616	
受取配当金	629	
受取保険金	15,717	
集中加工室管理収入	13,315	
その他	23,086	53,365
営業外費用		
支払利息	90,340	
支払手数料	49,000	
株式交付費	20,052	
その他	14,511	173,904
経常損失		332,773
特別利益		
固定資産売却益	14,200	
負ののれん発生益	102,797	
その他	7,081	124,078
特別損失		
固定資産売却損	12,004	
固定資産除却損	41,403	
店舗閉鎖損失	67,451	
減損損失	376,829	
賃貸借契約解約損	52,883	
その他	39,535	590,105
税金等調整前当期純損失		798,800
法人税、住民税及び事業税	194,159	
過年度法人税等	10,314	
法人税等調整額	135,859	340,334
当期純損失		1,139,135
非支配株主に帰属する当期純利益		26,940
親会社株主に帰属する当期純損失		1,166,075

貸借対照表

(2020年４月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**4,455,376**	**流動負債**	**1,191,571**
現金及び預金	4,322,367	短期借入金	700,000
売掛金	44,297	1年内返済予定の長期借入金	53,100
前払費用	80,958	未払金	45,946
その他	7,753	未払費用	43,408
		未払法人税等	29,946
固定資産	3,229,288	賞与引当金	8,696
無形固定資産	825	預り金	288,871
ソフトウェア	825	その他	21,602
投資その他の資産	3,228,463	**固定負債**	**590,726**
関係会社株式	3,046,323	長期借入金	443,550
長期貸付金	9,589	退職給付引当金	10,612
長期前払費用	97,414	長期未払金	111,899
繰延税金資産	4,576	関係会社事業損失引当金	24,664
その他	70,559	**負債合計**	**1,782,297**
		(純資産の部)	
		株主資本	**5,458,441**
		資本金	**98,752**
		資本剰余金	**4,848,191**
		資本準備金	88,752
		その他資本剰余金	4,759,438
		利益剰余金	**819,790**
		その他利益剰余金	819,790
		繰越利益剰余金	819,790
		自己株式	**△308,292**
		新株予約権	**443,926**
		純資産合計	**5,902,368**
資産合計	**7,684,665**	**負債・純資産合計**	**7,684,665**

損　益　計　算　書

（自　2019年５月１日
至　2020年４月30日）

（単位：千円）

科目		金額
営業収益		**702,602**
営業費用		**797,081**
営業損失		**94,478**
営業外収益		
受取利息	1,007	
その他	1,559	2,566
営業外費用		
支払利息	6,999	
支払手数料	45,573	
株式交付費	20,052	
その他	6,216	78,842
経常損失		**170,754**
特別利益		
関係会社株式売却益	265,785	
新株予約権戻入益	2,662	268,448
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	24,664	
子会社株式評価損	19,999	44,664
税引前当期純利益		**53,028**
法人税、住民税及び事業税	30,914	
過年度法人税等	10,314	
法人税等調整額	△6,905	34,323
当期純利益		**18,705**

連結計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年８月26日

株式会社　ビジョナリーホールディングス
　取締役会　御中

ＲＳＭ清和監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　市　川　裕　之　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　藤　本　　亮　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ビジョナリーホールディングスの2019年５月１日から2020年４月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジョナリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年８月26日

株式会社　ビジョナリーホールディングス
　取締役会　御中

ＲＳＭ清和監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　市　川　裕　之　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　藤　本　　亮　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ビジョナリーホールディングスの2019年５月１日から2020年４月30日までの第３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０１９年５月１日から２０２０年４月３０日までの第３期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（２００５年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

2020年８月28日

株式会社ビジョナリーホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　田　中　武　志　㊞

監　査　等　委　員　蝦　名　　卓　㊞

監　査　等　委　員　加　藤　真　美　㊞

（注）監査等委員　蝦名卓及び加藤真美は、会社法第２条第１５号及び第３３１条第６項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

１．変更の理由

（１）当社取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができるようにするため、新たに規定を追加するものであります。
なお、当該規定の新設については、各監査等委員の同意を得ております。

（２）上記に伴い、条数の繰り上げ、繰り下げ、字句の修正等の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（新設）	（取締役の責任免除） 第３３条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章監査等委員会 第３３条～第３９条　＜条文省略＞	第５章監査等委員会 第３４条～第４０条　＜条数繰り下げ、条文は現行通り＞
第６章　会計監査人 第４０条～第４４条　＜条文省略＞	第６章　会計監査人 第４１条～第４５条　＜条数繰り下げ、条文は現行通り＞
第７章　計算 第４５条～第４８条　＜条文省略＞	第７章　計算 第４６条～第４９条　＜条数繰り下げ、条文は現行通り＞
附則	附則
（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　平成30年４月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第42条の定めるところによる。	（削除）

現行定款	変更案
第２条　令和元年７月30日における定款変更の効力は、同日から施行する。ただし、第５条における普通株式に係る発行可能株式総数の変更は、令和元年11月１日から施行する。	第１条　令和元年７月30日における定款変更の効力は、同日から施行する。ただし、第５条における普通株式に係る発行可能株式総数の変更は、令和元年11月１日から施行する。また、令和２年９月29日における定款変更の効力は、同日から施行する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

当社の監査等委員でない取締役全員（４名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	星崎 尚彦（ほしざき なおひこ） （1966年10月27日） 再任	1989年４月　三井物産㈱ 入社 2000年１月　㈱フラージャコージャパン 代表取締役 2003年１月　㈱ブルーノマリジャパン 代表取締役 2006年１月　㈱バートンジャパン 代表取締役 2009年２月　コンサルティング会社設立 代表取締役 2011年10月　㈱クレッジ 代表取締役 2013年６月　㈱メガネスーパー 執行役員副社長 2013年７月　㈱メガネスーパー 代表取締役社長（現任） 2017年１月　㈱メガネハウス 代表取締役社長（現任） 2017年５月　㈱Ｅｎｈａｎｌａｂｏ 取締役（現任） 2017年６月　㈱関西アイケアプラットフォーム 代表取締役社長（現任） 2017年８月　㈱みちのくアイケアプラットフォーム 代表取締役社長（現任） 2017年11月　当社設立 代表取締役社長（現任） 2018年５月　㈱VisionWedge 取締役（現任） 2018年８月　㈱VISIONIZE 代表取締役（現任） 2019年12月　㈱SENSEAID 代表取締役社長（現任）	普通株式 376,971株
	【取締役候補者とした理由】 2013年７月に当社子会社代表取締役社長に就任、並びに2017年11月に当社設立・代表取締役に就任以来、当社の経営統轄者として強いリーダーシップを発揮し当社の経営を牽引してきた実績を有しております。上記経験を活かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	三井 規彰（みついのりあき） （1970年10月20日） 再任	2004年12月 ㈱クオカード 入社 2007年12月 ㈱タスコシステム 取締役経営管理本部長兼経営企画室長 2010年３月 ㈱EMCOMホールディングス 取締役管理本部長 2012年10月 ㈱アイレップ 経営推進本部長 2015年９月 ㈱メガネスーパー 執行役員ＣＦＯ 2016年７月 ㈱メガネスーパー 取締役執行役員ＣＦＯ（現任） 2017年１月 ㈱メガネハウス 監査役 （現任） 2017年５月 ㈱Ｅｎｈａｎｌａｂｏ 取締役（現任） 2017年６月 ㈱関西アイケアプラットフォーム 監査役（現任） 2017年８月 ㈱みちのくアイケアプラットフォーム 監査役（現任） 2017年11月 当社設立 取締役執行役員ＣＦＯ（現任） 2018年５月 ㈱VisionWedge 監査役（現任） 2018年８月 ㈱VISIONIZE 監査役（現任） 2020年２月 ㈱SENSEAID 監査役（現任）	普通株式 166,650株
	【取締役候補者とした理由】 2015年９月に当社子会社に入社し執行役員、2016年７月より取締役、並びに2017年11月に当社設立・取締役を務めており、当社グループのファイナンス領域について豊富な経験と実績を有しております。上記経験を活かして、今後も当社グループの企業価値向上と経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。		
3	松本 大輔（まつもとだいすけ） （1974年３月４日） 再任	1997年４月 マッキンゼーアンドカンパニーインクジャパン 入社 2007年10月 ブーズ・アンド・カンパニー㈱ シニアエグゼクティブ・アドバイザー 2009年10月 ルートエフパートナーズ㈱設立 代表取締役（現任） 2017年７月 ㈱メガネスーパー 取締役（現任） 2017年８月 金融庁 金融研究センター特別研究員 2017年11月 当社設立 社外取締役（現任） 2019年７月 ㈱きずなホールディングス 社外取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 企業経営者としての経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言を頂くことにより、コーポレート・ガバナンス体制の強化が図れるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	伊串 久美子 (いぐし くみこ) (1968年9月3日) 再任	2000年10月 デロイト・トーマツ・コンサルティング㈱ テレコム&メディア事業部マネジャー 2003年１月 日本ヒューレット・パッカード㈱ 戦略企画部門マネジャー 2003年９月 日本ヒューレット・パッカード㈱ 経営企画室渉外部部長兼日本代表ロビイスト 2006年６月 エーオン・ホールディングス・ジャパン㈱ 経営企画部門部門長兼新規事業開発部長、エーオン・リスク・サービス・ジャパン㈱ 営業市場開発部長、エーオン・コンサルティング・ジャパン㈱ HRコンサルティング・ディレクター 2009年６月 ハーバード大学公共政策大学院 行政学修士号(MPA)取得 2011年９月 日本アイ・ビー・エム㈱ グローバル・ビジネス・サービス事業 戦略・市場開発部長 2012年７月 日本アイ・ビー・エム㈱ グローバル・ビジネス・サービス事業 コンサルティング部門アソシエイト・パートナー 2014年９月 ㈱霞ヶ関総合研究所設立 代表取締役社長(CEO兼COO) 2015年11月 ㈱USEN 社外取締役 2016年４月 ㈱アマガサ 社外取締役 2017年７月 ㈱USEN-NEXT HOLDINGS（旧 ㈱U-NEXT ※同年12月に商号変更） 社外取締役（現任） 2018年７月 当社 社外取締役（現任） 2020年３月 ㈱ブロードリーフ 社外取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 企業経営者及び他の企業の役員を歴任しており小売業にとどまらず各業界からの幅広い見識及び経験から有益な助言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンス体制の強化が図れるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		
5	富山 泰司 (とやま やすし) (1970年10月2日) 新任	1999年４月 ㈱ドゥ・リサーチ研究所 入社 2001年７月 セビエント㈱ 入社 2003年４月 エムスリー㈱ 入社 2009年５月 エムスリー㈱ 執行役員（現任） 2011年５月 エムスリーキャリア㈱ 取締役（現任） 2017年４月 エムスリー㈱ 新領域カンパニー　プレジデント 2020年３月 ㈱SENSEAID 取締役（現任） 2020年４月 エムスリー㈱ 新領域カンパニーチェアマン（現任） 2020年４月 REXA㈱ 代表取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 当社の大株主であるとともに事業戦略上の重要なパートナーであるエムスリー株式会社において、事業開発等の要職を歴任されており、同社との業務提携をより推進させるとともに、経営の透明性確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

（注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松本大輔氏、伊串久美子氏及び富山泰司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松本大輔氏及び伊串久美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定でおります。
4. 松本大輔氏は、現在当社の社外取締役でありますが社外取締役として在任期間は本総会終結の時をもって２年１１ヶ月となります。
5. 伊串久美子氏は、現在当社の社外取締役でありますが社外取締役として在任期間は本総会終結の時をもって２年２ヶ月となります。
6. 当社は、松本大輔氏、伊串久美子氏及び富山泰司氏との間で、第１号議案及び本議案が原案どおり承認可決された場合、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社監査等委員である取締役全員（３名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	角田（つのだ）　浩一（こういち） （1967年10月27日） 新任	1993年11月　㈱メガネスーパー 入社 2009年５月　㈱メガネスーパー 企画統括部長 2010年７月　㈱メガネスーパー 取締役営業本部副本部長兼店舗戦略グループ部長 2012年８月　㈱メガネスーパー リテールサポートグループジェネラルマネジャー（現任） 2016年８月　㈱メガネスーパー 外商グループジェネラルマネジャー（現任） 2017年８月　㈱関西アイケアプラットフォーム 取締役（現任） 2017年11月　当社 外商事業本部本部長（現任）	普通株式 1,680株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 当社並びに当社子会社事業における豊富な経験・実績・見識を有しており、監査等委員として客観的かつ公正な立場における経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、地位、担当および
重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>加藤（かとう）　真美（まみ）
（1963年５月７日）

再任</td><td>1986年４月 日本アイ・ビー・エム㈱ 入社
1997年４月 弁護士登録
1998年１月 桜丘法律事務所 入所（現任）
2012年４月 第二東京弁護士会 副会長
2016年６月 前澤化成工業㈱ 社外取締役（現任）
2018年７月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2019年６月 ㈱あさくま 社外取締役（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】
長年に亘る弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と法律に関する高い見識及び専門性を有しており、これまでの幅広い経験と専門知識を当社の監査・監査体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>原口（はらぐち）　純（じゅん）
（1978年２月28日）

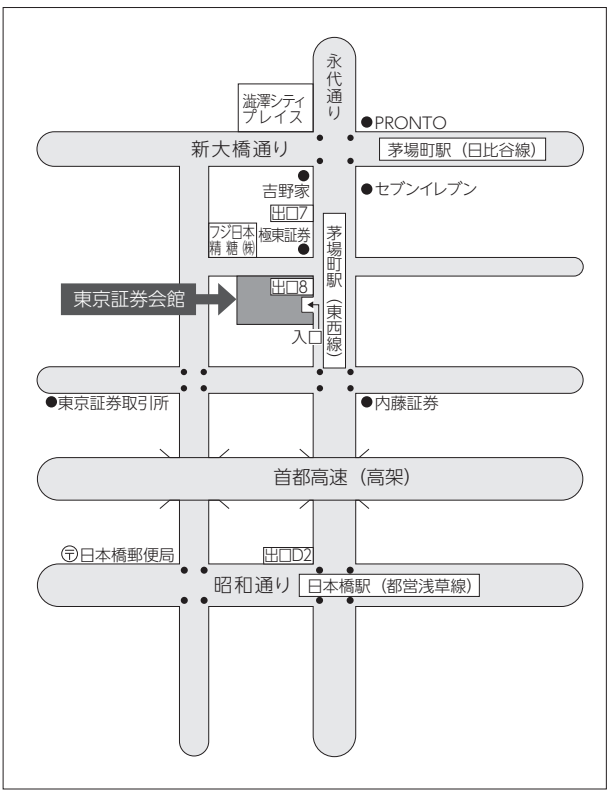
新任</td><td>2004年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2008年３月 原口会計事務所開設（現任）
2008年３月 ㈱スパイラル・アンド・カンパニー 入社
2011年４月 公認会計士登録
2018年２月 ㈱ベスパコンサルティング設立 代表取締役（現任）
2019年６月 ㈱オープンドア 監査役（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】
公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しているほか、企業経営コンサルティングを通じた経験に基づく豊富な知識・経験を当社の監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。上記の経験に鑑みて、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 角田浩一氏の選任が承認された場合には、本株主総会後に開催される監査等委員会により常勤の監査等委員に選定される予定であります。
3. 加藤真美氏及び原口純氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社は、加藤真美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定でおります。また、原口純氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定でおります。
5. 加藤真美氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、在任期間は本総会終結の時をもって２年２ヶ月となります。
6. 当社は、加藤真美氏、原口純氏との間で、第１号議案及び本議案が原案どおり承認可決された場合、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結する予定であります。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

東京証券会館８階ホール
東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
電話　03-3667-9210



●東京メトロ　東 西 線　日比谷線　茅場町駅　８出 口 直結　７出 口 より徒歩２分

●都営浅草線　東京メトロ　銀 座 線　東 西 線　日本橋駅　Ｄ２出口より徒歩５分